

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 2025年 1月 16日

太陽光発電施設の設置予定場所	佐久市内山1096-1
----------------	-------------

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
太陽光の設置工事をする前に隣地地権者と立会いの上、境界確定をしてほしい。	地域住民	簡易境界確定を致します。
協定書にある年に2回の草刈りを3回に変更してほしい。	地域住民	協定書の年間草刈り計画回数を3回に変更いたします。

## 事業基本計画書に係る意見書

受付番号：第 119 号	発電設備の所在地
事業者名：クリアサン合同会社 代表社員 清水 理司	佐久市内山字千ヶ渕 1096-1
意見及び指示事項	協議結果
1 当該土地の一部に土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域（土石流）が含まれることから防災情報や気象情報に留意し、災害時の避難経路や避難場所について確認し、安全確保に努めること。 （道路建設課）	承知致しました。
2 開発予定地は土石流による土砂災害警戒区域にあることから、災害発生時に当該土地への土砂流入により、構造物が被害を受け、流出する被害が発生する恐れがあります。 開発にあたっては、災害想定及び災害発生前後の対応策を踏まえ、地域住民に説明するとともに、文書等をもって対策を確実に周知して下さい。 （危機管理課）	災害時での対応方法などは地域住民の方へ説明し、災害時には速やかに関係各所へ連絡し、誠意をもって復旧作業にあたります。
3 対象地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではなく、現状では文化財保護法第93条に基づく届出は必要ありません。 しかし、工事中に遺構や遺物が発見された場合には、文化振興課文化財事務所にご連絡ください。 （文化財事務所）	承知致しました。
4 官民境界を明確にし、境界杭等で明示してください。 （土木課）	承知致しました。
5 既設道水路に影響が生じる場合は、打ち合わせを行い、必要があれば道路自営工事、占用等の許可を得てください。また、各関係機関との協議を十分行ってください。 （土木課）	承知致しました。
6 事業区域内の雨水排水が周辺の道水路に	

<p>流出しないようにしてください。 (土木課)</p> <p>7 工事車輛の経路上における公共物等の汚破損については、速やかに道路管理者に連絡した上で管理者の指示に従い、申請者の責任で復旧してください。 (土木課)</p> <p>8 敷地内の土砂・碎石等が道水路に流出した場合は、申請者で清掃等を行ってください。 (土木課)</p>	<p>雨水が周囲へ流出しないように定期的に現地 点検致します。</p> <p>承知致しました。</p> <p>周囲が汚れないよう慎重に工事をし、工事後 に土砂、碎石等の流出がないかをチェック致 します。</p>
---	---

意見及び指示事項について、協議結果は上記のとおりです。

令和6年12月27日

佐久市 環境部 環境政策課